

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	宇都宮 定見
登録番号又は法人番号	9 6 4 4 3 9 8 0
所属する単位会	大分県行政書士会
事務所所在地	大分市大道町1丁目3番2号
処分年月日	平成31年3月1日
処分内容（種類）	2年間の会員の権利の停止 (停止期間2019年3月1日～2021年2月28日)
上記処分をした理由	<p>(大分県行政書士会会則第36条による)</p> <p>行政書士法第10条及び第13条 大分県行政書士会会則第32条</p> <p>平成29年5月27日開催の本会定時総会において、自身の会長立候補所信表明演説中に、選挙管理委員長を事実誤認により批判した。</p> <p>乱暴な言葉遣いで委員長個人を中傷し侮辱する等、その行為は、本会の職務を果たそうとする会員個人の名誉を著しく傷つけるもので、平成24年2月並びに平成29年5月に会長による処分を受けておりながら、反省もなく行政書士の品位を著しく欠いた行為を繰り返している。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>大分県行政書士会会則第36条 本会は、会員が法、並びにこれに準拠した命令、規則に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則、施行規則、支部細則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p> <p>行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>大分県行政書士会会則第32条</p>

	<p>個人会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の研鑽に努力し、たえず人格の向上をはかり、行政書士としての品位を保持しなければならない。</p>
--	--